

議案第27号 学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を廃止する条例について

《廃止の趣旨》

幼稚園教諭等に関する懲戒の手續及び効果について、一般の行政職員等と取扱いを統一するため、本条例を廃止するもの。

学校職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

昭和29年2月16日

小松島市条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第43条第3項の規定に基づき、法律に特別の定めがある場合を除き、職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。）の懲戒の手續及び効果に関し規定することを目的とする。

(学校職員の範囲)

第2条 この条例において「学校職員」とは、幼稚園、小学校、中学校の校長、園長、教諭、助教諭、養護教諭、講師及び事務職員その他の職員をいう。

(懲戒の手續)

第3条 懲戒の処分として戒告、減給、停職又は免職の処分を行うときは、懲戒権者はその旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第4条 減給は、1日以上1年以下の範囲で給料の額及びこれに対する地域手当の合計額（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、小松島市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年小松島市条例第9号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の3分の1以下を減じて行うものとする。

(停職の効果)

第5条 停職の期間は、1日以上1年以下とする。

2 停職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

3 停職者は、期間中いかなる給与も支給されない。

(委任)

第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第8号）抄

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第25号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。